死亡牛処理に要する経費が変わります!

平成31年4月1日からの死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査対象月齢の変更および10月1日からの消費税の増税に伴い、死亡牛処理に要する経費が変わります。

●BSE検査対象牛ではない死亡牛の処理に要する経費

	24ヶ月齢以上		24ヶ月未満		3ヶ月齢未満	
	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月
下北地域	27,800	27,200	18,000	17,500	13,600	13,180
佐井村	28,800	28,200	19,000	18,500	14,600	14,180

●BSE検査対象となる死亡牛の処理に要する経費 (検査対象月齢等については1枚目参照)

	BSE検査対象牛			
	10~3月	4~9月		
下北地域	33,800	33,200		
佐井村	34,800	34,200		